

平成 29 年 2 月 10 日  
規 制 改 革 推 進 室

## 年末調整手続の概要

### 1. 年末調整とは

○給与の支払を受ける人の一人一人について、毎月（日）の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収（給与支払者（事業者）が給与支払時に支払額に応じて計算した所得税額を給与から差し引き国に納付するもの）をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額を比べて、その過不足額を精算する手続。

○主たる給与の収入金額が 2,000 万円を超える人等を除く大部分の給与所得者は、年末調整によって所得税の納税が完了し、税務署に対する確定申告の手続が不要となる。

### 2. 年末調整関係の企業及び従業員の手続

#### （1）各種控除額の確認

○従業員は下記の各種控除申告書及び添付書類を事業者に提出し、事業者は控除額を確認する。

申告書名	提出期限	添付書類	従業員から事業者に対する電子提出の可否	関連条文
扶養控除等（異動）申告書	毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日 （異動を生じた場合、異動後最初に給与等の支払を受ける日の前日）	・勤労学生控除の適用を受ける場合、勤労学生に該当する旨を証する書類 ・非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合、親族関係書類及び送金関係書類（平成 28 年分の所得税から追加）	申告書は可能 添付書類は不可	所得税法第 194 条、第 198 条第 2 項 所得税法施行規則第 76 条の 2
配偶者特別控除申告書	その年最後に給与等の支払を受ける日の前日まで	・非居住者である配偶者に係る配偶者特別控除を受ける場合、親族関係書類及び送金関係書類（平成 28 年分の所得税から追加）	申告書は可能 添付書類は不可	所得税法第 195 条の 2、第 198 条第 2 項 所得税法施行規則第 76 条の 2
保険料控除申告書	その年最後に給与等の支払を受ける日の前日まで	・保険料を支払ったことの証明書類（通常 11 月頃保険会社から従業員に郵送される）	申告書は可能 添付書類は不可	所得税法第 196 条、第 198 条第 2 項 所得税法施行規則第 76 条の 2
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書	その年最後に給与等の支払を受ける日の前日まで	・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」（金融機関等から従業員に郵送される） ※「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」は控除申告書と兼用	不可（1 年目は従業員が確定申告。2 年目以降、従業員は税務署長から送付された申告書に記入し、事業者に提出する。）	租税特別措置法第 41 条の 2 の 2 同法施行令第 26 条の 3 同法施行規則第 18 条の 2 3

○上記の申告書は従業員が事業者を経由して税務署長に提出することとされているが、申告書が事業者に受理されたときには受理された日に税務署長に提出されたものとみなされ、事業者がその申告書を7年保存することとされているので、原則として事業者から税務署長への提出は不要となる。(所得税法第198条第1項、租税特別措置法第41条の2の2第3項、所得税法施行規則第76条の3、租税特別措置法施行規則第18条の23第5項)

## (2) 年税額の計算

○事業者は、従業員の各年の給与と各種控除額を元に、従業員の年税額を計算する。

(従業員は、雑損控除、医療費控除、寄附金控除等の適用を受ける場合には、税務署に確定申告を行う。)

## (3) 過不足額の精算と納付

○年末調整の結果、納付すべき税額に過不足が生じた場合には、事業者は、過納額については年末調整を行った月の源泉徴収税額から差し引き、不足額については年末調整を行った月の給与から徴収することで精算する。(所得税法第191条、第192条)

過納額については年末調整を行った月に徴収すべき所得税に充当し、不足額については年末調整を行った月に徴収して納付する。(所得税法第190条)

## <参考>

「平成28年度税制改正の大綱」(平成27年12月24日閣議決定)には、平成30年分以降の所得税について、保険料を支払ったことの証明書類を保険会社等から従業員に対し電子的に交付することを可能とすることが盛り込まれている。(別紙2参照)

以上

所得税法

(年末調整)

第百九十条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、第一号に規定するその年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が二千万円以下であるものに対し、その提出の際に經由した給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする場合（その居住者がその後その年十二月三十一日までの間に当該支払者以外の者に当該申告書を提出すると見込まれる場合を除く。）において、同号に掲げる所得税の額の合計額がその年最後に給与等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収してその徴収の日の属する月の翌月十日までに国に納付しなければならない。

一 その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等（その居住者がその年において他の給与等の支払者を經由して他の給与所得者の扶養控除等申告書を提出したことがある場合には、当該他の給与等の支払者がその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等で政令で定めるものを含む。次号において同じ。）につき第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額の合計額

二 別表第五により、その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を課税総所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

イ その給与等から控除される第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料（ロにおいて「社会保険料」という。）の金額及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金（ロにおいて「小規模企業共済等掛金」という。）の額

ロ その年中に支払った社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額（それぞれイに掲げるものを除くものとし、その居住者がその年において提出した給与所得者の保険料控除申告書に記載されたもの（第百九十六条第二項（保険料等の支払を証する書類の提出等）に規定する社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額にあつては、同項に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）に限る。）並びに第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する新生命保険料の金額及び旧生命保険料の金額、同条第二項に規定する介護医療保険料の金額、同条第三項に規定する新個人年金保険料の金額及び旧個人年金保険料の金額並びに第七十七条第一項（地震保険料控除）に規定する地震保険料の金額（これらの金額のうち当該申告書に記載され、かつ、第百九十六条第二項に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）につき第七十四条から第七十七条までの規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

ハ 当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者（これらの同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別

障害者以外の障害者が国外居住親族である場合には、第九十四条第四項及び第六項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示がされたこれらの同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者に限る。）の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）並びに当該申告書に記載された控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には同条第一項第六号に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族とし、当該申告書に記載された控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が国外居住親族である場合には同条第四項及び第六項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。）の有無、その控除対象扶養親族の数その他の事項に応じ第七十九条（障害者控除）、第八十一条から第八十三条まで（寡婦（寡夫）控除等）及び第八十四条（扶養控除）の規定に準じて計算した障害者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額に相当する金額

ニ 給与所得者の配偶者特別控除申告書に記載されたその居住者の第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額（以下この号において「合計所得金額」という。）の見積額が千万円以下であるかどうか、当該申告書に記載された第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者（当該配偶者が第九十五条の二第二項（給与所得者の配偶者特別控除申告書）の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた配偶者に限る。）の有無、その配偶者がこの条に規定する居住者として当該申告書を提出しているかどうか及びその配偶者の合計所得金額又はその見積額に応じ第八十三条の二の規定に準じて計算した配偶者特別控除の額に相当する金額

ホ 基礎控除の額に相当する金額

（過納額の還付）

第九十一条 前条の場合において、同条に規定する超過額をその年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、なお充当しきれない超過額（当該超過額のうちまだ徴収されていないものがあるときは、その徴収されていない部分の金額に相当する金額を控除した金額。以下この条において「過納額」という。）があるときは、前条の給与等の支払者は、その過納額を還付する。

（不足額の徴収）

第九十二条 第九十条（年末調整）の場合において、同条に規定する不足額をその年最後に給与等の支払をする際徴収し、なお徴収しきれない不足額があるときは、同条の給与等の支払者は、その翌年において給与等の支払をする際順次これを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2 第九十条に規定する不足額があり、かつ、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に比

して著しく少ないと認められる場合において、同条の居住者が、同条の給与等の支払者からその年最後に支払を受ける給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該支払者は、第百九十条及び前項の規定にかかわらず、その承認に係る金額を当該不足額から控除した残額をその年最後に給与等の支払をする際徴収し、その承認に係る金額の二分の一に相当する金額をその翌年一月及び二月に給与等の支払をする際それぞれ徴収し、なお不足額があるときは、その翌年三月以後給与等の支払をする際順次徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。ただし、その年最後に給与等の支払をした後においてその居住者に対し第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等の支払をすることとなつた場合は、その承認に係る金額のうち当該退職手当等の支払の時までにまだ徴収していない金額に相当する金額を当該支払の際徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一 第百九十条の給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の属する月中に当該支払者から支払を受ける給与等の金額の総額から、その給与等につき第百八十三条第一項（源泉徴収義務）及び第百九十条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を控除した残額に相当する金額

二 その年一月から前号に規定する月の前月までの間に第百九十条の給与等の支払者から支払を受けた給与等の金額の総額から、その給与等につき第百八十三条第一項の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額の合計額を控除した残額の月割額として政令で定めるところにより計算した金額

（給与所得者の扶養控除等申告書）

第百九十四条 国内において給与等の支払を受ける居住者は、その給与等の支払者（その支払者が二以上ある場合には、主たる給与等の支払者）から毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を經由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。以下この節において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該給与等の支払者の氏名又は名称

二 その居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

三 控除対象配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合には、その旨、その数、その者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びにその該当する事実

四 控除対象配偶者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びに控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

五 控除対象扶養親族の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びに控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当す

る事実

六 二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族のうち、主たる給与等の支払者から支払を受ける給与等について第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収される所得税の額の計算の基礎としようとするものの氏名

七 第三号の同居特別障害者若しくはその他の特別障害者若しくは特別障害者以外の障害者又は第四号の控除対象配偶者若しくは第五号の控除対象扶養親族（前号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に限る。）が非居住者である親族である場合には、その旨

八 その他財務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を提出した居住者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与等の支払者からその異動を生じた日後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、その異動の内容その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該支払者を經由して、その給与等に係る所得税の第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 前二項の規定による申告書に勤労学生に該当する旨の記載をした居住者で第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するものは、政令で定めるところにより、これらの者に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による申告書に第一項第七号に掲げる事項の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者（次項において「国外居住親族」という。）が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

5 前項に規定する居住者は、第百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、国外居住親族に係る同条第二号ハに掲げる障害者控除の額、配偶者控除の額又は扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、第一項に規定する給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、当該国外居住親族が当該居住者と生計を一にする事実その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該支払者を經由して、その給与等に係る所得税の第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、同項の国外居住親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を提出し、又は提示しなければならない。

7 第一項、第二項又は第五項の規定による申告書は、給与所得者の扶養控除等申告書という。

（給与所得者の配偶者特別控除申告書）

第百九十五条の二 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ニに掲げる配偶者特別控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を經由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しな

ればならない。

- 一 当該給与等の支払者の氏名又は名称
  - 二 その居住者のその年の第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（次号において「合計所得金額」という。）の見積額
  - 三 第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者の氏名及びその者のその年の合計所得金額又はその見積額並びにその者が非居住者である場合にはその旨
  - 四 その他財務省令で定める事項
- 2 前項の規定による申告書に同項第三号に規定する配偶者が非居住者である旨の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者が当該居住者の配偶者に該当する旨を証する書類及び当該記載がされた者が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による申告書は、給与所得者の配偶者特別控除申告書という。

（給与所得者の保険料控除申告書）

第九十六条 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ロに規定する社会保険料、小規模企業共済等掛金、新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料又は地震保険料に係る控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を經由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 当該給与等の支払者の氏名又は名称
  - 二 その年中に支払った第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料（給与等から控除されるものを除く。）の金額及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金（給与等から控除されるものを除く。）の額
  - 三 その年中に支払った第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する新生命保険料の金額及び旧生命保険料の金額、同条第二項に規定する介護医療保険料の金額、同条第三項に規定する新個人年金保険料の金額及び旧個人年金保険料の金額並びに第七十七条第一項（地震保険料控除）に規定する地震保険料の金額につきこれらの規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額
  - 四 その他財務省令で定める事項
- 2 前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、その年において支払った同項第二号に規定する社会保険料（第七十四条第二項第五号に掲げるものに限る。）の金額若しくは前項第二号に規定する小規模企業共済等掛金の額又は同項第三号に規定する新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、旧個人年金保険料の金額若しくは地震保険料の金額につき、これらの支払をした旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第一項の規定による申告書は、給与所得者の保険料控除申告書という。

(給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例)

第九十八條 第九十四條から第九十六條まで(給与所得者の源泉徴収に関する申告書)の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

2 第九十四條から第九十六條までに規定する給与等の支払を受ける居住者は、これらの規定による申告書の提出の際に經由すべき給与等の支払者がその給与等に係る所得税の第十七條(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第二百三條第四項(退職所得の受給に関する申告書)及び第二百三條の五第五項(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)において同じ。)により提供することができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第一項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

4 第二項の場合において、国税通則法第二百四條(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)の規定による氏名及び個人番号の記載並びに押印については、同條の規定にかかわらず、氏名及び個人番号を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものをもつて代えることができる。

5 第二項に規定する承認の手續、当該承認の取消しその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書(以下この項において「扶養控除等申告書」という。)の提出を受ける給与等の支払者が、財務省令で定めるところにより、当該扶養控除等申告書に記載されるべき控除対象配偶者、控除対象扶養親族その他財務省令で定める者(以下この項において「控除対象配偶者等」という。)の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿(当該扶養控除等申告書の提出の前に、当該控除対象配偶者等に係る給与等の支払を受ける居住者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。)を備えているときは、その給与等の支払を受ける者は、第九十四條第一項及び第九十五條第一項の規定にかかわらず、当該給与等の支払者に提出する扶養控除等申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該扶養控除等申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている控除対象配偶者等の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

一 扶養控除等申告書

二 退職所得の受給に関する申告書

三 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

## 所得税法施行規則

(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供等)

第七十六条の二 法第百九十八条第二項(給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例)に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち送信者等(送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。)の使用に係る電子計算機と受信者等(受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル(専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この項において同じ。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその提供すべき事項に係る情報(次号及び次項において「申告書情報」という。)を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法

二 光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法

2 法第百九十八条第四項に規定する財務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 法第百九十八条第二項の規定により同項に規定する電磁的方法により同項の申告書の提供をしようとする同項に規定する給与等の支払を受ける居住者(次号において「給与等の受領者」という。)が申告書情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申告書情報と併せて同項に規定する給与等の支払者(次号において「給与等の支払者」という。)に送信すること。

二 法第百九十八条第二項の規定により同項に規定する電磁的方法により同項の申告書の提供をしようとする給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号(当該給与等の受領者を他の者と区別して識別するための符号をいう。第四項第二号において同じ。)及び暗証符号を用いて、当該給与等の支払者に申告書情報を送信すること。

3 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項(定義)に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 電子署名を行つた個人を確認するために用いられる事項が当該個人に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。

4 令第三百十九条の二第一項(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第三百十九条の二第一項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

- 二 第二項第二号に掲げる措置に係る識別符号を通知する場合には、当該識別符号の内容
- 三 その他参考となるべき事項
- 5 令第三百十九条の二第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 令第三百十九条の二第五項に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号
- 二 法第九十八条第二項に規定する所轄税務署長の承認を受けた日又はその承認があつたとみなされた日
- 三 令第三百十九条の二第五項に規定する電磁的方法による提供を受けることをやめようとする理由
- 四 その他参考となるべき事項
- 6 法第九十八条第六項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与等の支払者」という。）が同項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 法第九十八条第六項各号に掲げる申告書に記載された同項に規定する控除対象配偶者等の氏名、住所及び個人番号
  - 二 前号の申告書の提出を受けた年月及び当該申告書の名称
  - 三 その他参考となるべき事項
- 7 給与等の支払者は、前項の帳簿を、最後に法第九十八条第六項の規定の適用を受けて提出された同項に規定する扶養控除等申告書（次項において「扶養控除等申告書」という。）に係る次条ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。
- 8 法第九十八条第六項の規定の適用を受けて扶養控除等申告書を提出した居住者が当該扶養控除等申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該扶養控除等申告書を受理した給与等の支払者に、変更前の氏名、住所又は個人番号及び変更後の氏名、住所又は個人番号を記載した届出書を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び当該届出書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した場合も、同様とする。
- 9 第六項の規定により同項の帳簿を作成した給与等の支払者は、前項の届出書を受理した場合には、当該帳簿の第六項各号に掲げる事項を、当該届出書に記載されている事項に訂正しておかななければならない。
- 10 給与等の支払者は、その受理をした第八項に規定する届出書を、当該受理をした日の属する年の翌年から三年間保存しなければならない。
- 11 法第九十八条第六項に規定する財務省令で定める者は、給与等の支払者に対して同項の規定による申告書を提出する者及び当該申告書を提出する者の扶養親族のうち法第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者である者とする。

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の保存）

第七十六条の三 法第九十四条から第九十六条まで（給与所得者の源泉徴収に関する申告書）に規定する給与等の支払者がその給与等の支払を受ける居住者から受理したこれらの規定による

申告書（法第百九十八条第二項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。以下この条において「申告書等」という。）は、これらの規定に規定する税務署長が当該給与等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書等に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年（法第百九十五条第一項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の規定による申告書（法第百九十八条第二項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）にあつては、当該申告書を法第百九十五条第一項に規定する従たる給与等の支払者が受理した日（法第百九十八条第二項の規定の適用がある場合には、当該申告書に記載すべき事項を当該従たる給与等の支払者が提供を受けた日）の属する年）の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

## 租税特別措置法

（年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の二の二 第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日（以下この項及び第五項において「居住日」という。）の属する年分又はその翌年以後八年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期（以下この項及び第五項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた個人が、当該居住日の属する年の翌年以後九年内（当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、当該居住日が平成十三年前期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十四年内）の各年に所得税法第百九十条の規定の適用を受ける同条に規定する給与等の支払を受けるべき場合において、この項の規定の適用を受けようとする旨、その年の同法第二条第一項第三十号の合計所得金額（次項において「合計所得金額」という。）の見積額その他財務省令で定める事項を記載した申告書をその給与等の支払者を経由してその給与等に係る所得税の同法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出したときは、その年のその給与等に対する同法第百九十条の規定の適用については、同条第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から第四十一条第一項の規定による控除をされる金額に相当する金額（当該申告書に記載された金額に限るものとし、当該金額が当該税額を超える場合には、当該税額に相当する金額とする。）を控除した金額に相当する金額とする。

2 前項に規定する申告書は、同項の給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、財務省令で定めるところにより、第五項の規定により交付された証明書その他の書類を添付して、提出しなければならないものとし、同日においてその者のその年の合計所得金

額の見積額が三千万円を超えるときは提出することができないものとする。

3 第一項の場合において、同項に規定する申告書をその提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者が受け取ったときは、当該申告書は、その受け取った日に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで（源泉徴収）」とあるのは、「第六章まで（源泉徴収）及び租税特別措置法第四十一条の二の二第一項（年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）」とする。

二 所得税法第百二十条第一項の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置法第四十一条の二の二第一項（年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）の規定により控除される金額との合計額」とする。

5 税務署長は、政令で定めるところにより、居住日の属する年分又はその翌年以後八年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が平成十三年前期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた個人から当該居住日その他の事項についての証明書の交付の申請があつた場合には、これを交付しなければならない。

#### 租税特別措置法施行令

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する証明書等）

第二十六条の三 住宅借入金等に係る債権者（当該債権者が第二十六条第九項第六号に規定する特定債権者（以下この項及び次項において「特定債権者」という。）である場合には当該特定債権者に係る同号の当初借入先（同号に規定する契約に従い同号の債権の管理及び回収に係る業務を行つているものに限る。次項において同じ。）とし、当該住宅借入金等が財務省令で定めるものである場合（以下この項において「転貸貸付け等の場合」という。）には当該債権者に準ずる者として財務省令で定める者とする。）は、法第四十一条第一項又は第四十一条の二の二第一項の規定の適用を受けようとする個人から、当該個人がこれらの規定の適用を受けようとする年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又は法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分若しくは同条第十項に規定する認定住宅を災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日）における当該住宅借入金等の金額その他の事項を証する書類で財務省令で定めるものの交付の申請（転貸貸付け等の場合には、財務省令で定めるところにより行う申請）があつた場合には、当該書類を交付しなければならない。

2 前項の規定による交付をした当初借入先は、当該当初借入先の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長を通じて国税庁長官に対し、その交付をした日の属する年の翌年一月三十一日までに、その交付をした同項の書類に記載した住宅借入金等の金額に係る特定債権者の名称、所在地及び法人番号その他財務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

3 税務署長は、法第四十一条第一項 に規定する居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）の属する年分又はその翌年以後八年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が同条第一項 に規定する平成十三年前期中の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項 の規定により同条 の規定の適用を受ける場合には、十三年内）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項 の規定の適用を受けた個人からその適用に係る同項 に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は同条第十項 に規定する認定住宅及び同条第一項 に規定する土地等に関する事項並びに当該居住の用に供した年月日についての法第四十一条の二の二第五項 に規定する証明書の交付の申請があつた場合には、当該申請に係る事項について調査し、その調査したところにより、その申請をした者に対し当該証明書を交付しなければならない。

4 法第四十一条の二の二第一項 の規定の適用を受けた個人が、その適用に係る年分の所得税につき法第四十一条第一項 の規定の適用を受ける場合には、同条第二十五項 の規定にかかわらず、同項 の明細書、登記事項証明書その他の書類（その年が同条第一項 に規定する居住年に該当する同項 に規定する住宅の取得等に係る住宅借入金等につき同項 の規定の適用を受ける場合には、これらの書類のうち財務省令で定めるもの）の添付を要しないものとする。

#### 租税特別措置法施行規則

（給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書等）

第十八条の二十三 法第四十一条の二の二第一項 に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十一条の二の二第一項 に規定する申告書を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）

二 法第四十一条の二の二第一項 の規定の適用を受けようとする旨

三 法第四十一条第一項 に規定する居住用家屋若しくは同条第十項 に規定する認定住宅の新築をし、若しくは建築後使用されたことのない当該居住用家屋若しくは同条第一項 に規定する既存住宅若しくは建築後使用されたことのない当該認定住宅を取得した年月日又は同項 に規定する増改築等をした年月日及びこれらの家屋又は当該増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分を第一号 に規定する申告書を提出する者の居住の用に供した年月日

四 前号の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは認定住宅（その者の住宅借入金等にこれらの家屋の敷地の用に供する土地等の取得に係る住宅借入金等が含まれる場合には、これらの家屋及び当該土地等）の新築若しくは取得に係る施行令第二十六条第五項 若しくは第二十三項 に規定する対価の額又は同号の増改築等に要した同条第五項 に規定する費用の額（当該増改築等の部分のうち第一号に規定する申告書を提出する者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該費用の額及び当該費用の額のうち当該居住の用に供する部分の額）

五 第三号の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは認定住宅又は増改築等をした家屋の施行令第二十六条第一項 各号に規定する床面積（当該居住用家屋若しくは既存住宅若しくは認定住宅又は増改築等をした家屋のうち第一号に規定する申告書を提出する者の居住の用以外の用に供する

部分がある場合には、当該床面積及び当該居住の用に供する部分の床面積)

六 法第四十一条の二の二第一項の規定の適用を受けようとする年の同項に規定する合計所得金額の見積額

七 法第四十一条の二の二第一項の規定による控除を受けようとする金額及びその金額の計算に関する明細

八 前号の金額の計算の基礎となつた住宅借入金等の金額（施行令第二十六条第六項各号に規定する場合に該当するときは、当該住宅借入金等の金額及びこれらの規定により法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等の金額とされる金額）

九 その他参考となるべき事項

2 法第四十一条の二の二第一項に規定する申告書を提出しようとする者は、当該申告書に、施行令第二十六条の三第三項の規定により交付を受けた同項の証明書及び前項第七号の金額の計算の基礎となつた住宅借入金等の金額に係る同条第一項の規定により交付を受けた同項に規定する書類を添付しなければならない。

3 法第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）の属する年（以下この項において「居住年」という。）の翌年以後八年内（居住年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が平成十三年前期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内。以下この項において同じ。）のいずれかの年分の所得税につき法第四十一条の二の二第一項の規定の適用を受けた個人が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項の規定による控除を受けようとする場合において、同項に規定する申告書その適用を受けた年分に係る当該申告書の提出の際に経由した同項の給与等の支払者を經由して提出するときは、その提出する申告書に、前項の証明書を添付して当該居住年の翌年以後八年内のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けている旨を記載することにより前項の証明書の添付に代えることができる。

4 法第四十一条の二の二第一項に規定する申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に当該給与等の支払者（個人を除く。）の法人番号を付記するものとする。

5 法第四十一条の二の二第一項に規定する給与等の支払者が同項の個人から受け取つた同項に規定する申告書は、同項に規定する税務署長が当該給与等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書に係る同条第二項に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

別紙 2 平成 28 年度税制改正の大綱（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）（抜粋）

一 個人所得課税

5 その他

（国税）

(2) 生命保険料控除、地震保険料控除又は寄附金控除の適用を受ける際に確定申告書等に添付等を行うこととされている控除証明書又は領収書の範囲に、保険会社等又は寄附金の受領者から電磁的方法により交付を受けた当該控除証明書又は領収書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。

（注）上記の改正は、平成 30 年分以後の所得税について適用する。